



News Release

2020年10月22日
NITE（ナイト）
独立行政法人製品評価技術基盤機構
製品安全センター（東京）

はしご・脚立の事故に注意 ～関東甲信越における事故を中心に～

1. 関東甲信越地方のはしご・脚立の事故

（1）年度別事故発生件数と被害状況

2010年度から2019年度までの10年間にNITE（ナイト）が収集した製品事故情報^{※1}において、関東甲信越地方の1都9県（茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、新潟県、神奈川県、千葉県、長野県、東京都、栃木県）で発生したはしご・脚立の事故^{※2}は計126件^{※3}ありました。はしご・脚立の事故について、関東甲信越の都県別の年度別事故発生件数を表1、被害状況別事故発生件数を表2、原因区分別事故発生件数を表3に示します。

※1 消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報（被害なし）を含む。

※2 ロフト用のはしごや天井収納型のはしごの事故を除く。はしご兼用脚立は、はしご状態として使用したときに発生した事故は「はしご」、脚立状態として使用したときに発生した事故は「脚立」としてカウントする。

※3 重複、対象外情報を除いた事故発生件数。

表1. 年度別事故発生件数

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
事故発生年度	2010年度	1			3		7		1		1	13
	2011年度	4		6	3	2	2		1			18
	2012年度		1	4	3	4	7	2	1	1		23
	2013年度	1	1	1	1	4	6	1		1		16
	2014年度						3	1	1	1		6
	2015年度	1		3	4		2	1				11
	2016年度	1			2	2	1		1			7
	2017年度			1	1	1	5					8
	2018年度		1	4		1	7	1				14
	2019年度	1		2	2		4			1		10
合計		9	3	21	19	14	44	6	5	4	1	126

安全とあなたの未来を支えます

表 2. 被害状況別事故発生件数

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
被害状況	人的被害											
	重傷	3	1	5	8	7	21	4	2	2		53
	軽傷	6	2	15	9	7	23	2	3	2	1	70
	物的被害											
	製品破損			1	2							3
合計		9	3	21	19	14	44	6	5	4	1	126

表 3. 原因区分別事故発生件数

		茨城県	群馬県	埼玉県	神奈川県	千葉県	東京都	栃木県	長野県	新潟県	山梨県	合計
製品に起因する事故	A 設計、製造又は表示等に問題があったもの			2	1		3		1			7
	B 製品および使い方に問題があったもの				2							2
	C 経年劣化によるもの						1					1
	G3 製品起因であるが、その原因が不明のもの											0
	小計	0	0	2	3	0	4	0	1	0	0	10
製品に起因しない事故	D 施工、修理又は輸送等に問題があったもの											0
	E 誤使用や不注意によるもの	8		12	14	7	22	4	3			70
	F その他製品に起因しないもの		1		2	5	8	2		2		20
	小計	8	1	12	16	12	30	6	3	2	0	90
その他	G 原因不明なもの	1	2	7		2	10		1	2	1	26
	H 調査中のもの											0
	小計	1	2	7	0	2	10	0	1	2	1	26
合計		9	3	21	19	14	44	6	5	4	1	126

(2) 関東甲信越地方において発生した事故の事例

① 脚立による事故

- ・ 2018年6月、東京都、軽傷

(事故内容)

はしご兼用脚立を脚立状態で使用中、転倒して打撲を負った。

(事故原因)

脚立の強度等に異常は認められないことから、使用者が脚立の天板をまたいで作業中にバランスを崩したことで脚立が傾き、傾いた支柱側面に身体が上方から接触したことで、支柱に過大な荷重が加わり、支柱が破損したものと推定される。
なお、取扱説明書には、「天板にはまたがらない」旨、記載されている。

② 脚立（踏み台）による事故

- ・ 2018年9月、栃木県、軽傷

(事故内容)

踏み台が倒れて幼児が手指を負傷した。

(事故原因)

踏み台に破損や変形等はみられず、閉じ止め機構にも異常は認められなかったことから、使用状態で保管されていた踏み台の支柱が開ききっていなかったため、幼児が手を触れた際に支柱が閉じて手指をはさまれ、負傷したものと推定される。
なお、本体表示には「警告、指挟み注意」、取扱説明書には「子供の使用は大変危険であり、本製品で遊んだり、いたずらしないように注意する」旨、記載されている。

③ はしごによる事故

- ・ 2019年5月、神奈川県、軽傷

(事故内容)

はしご兼用脚立をはしご状態で使用中、転倒して軽傷を負った。

(事故原因)

はしご状態で滑りやすいバスのフロントガラスに立て掛け、補助者がいない状態で登ったため、使用者がバランスを崩して転倒したものと推定される。
なお、取扱説明書には「滑りやすいタイル・ガラス等の壁への設置状態では転倒や転落の恐れがある。」旨、記載されている。

(本件に関する問い合わせ先)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 製品安全センター 事故調査課

担当者：松本（まつもと）、佐藤（さとう）

電話：03-3481-1820